

# 令和5年度鳥取県居住支援セミナー

- ・現地/WEB併用
- ・参加無料
- ・要事前申込

居住支援ってなに？

採算は合うの？

スタッフ配置は？

登録方法は？

本業との関係は？

## 不動産事業者／社会福祉法人さまへ “居住支援法人”のすすめ

\*居住支援法人は、住宅セーフティネット法に基づいて都道府県の指定を受け、高齢者や単身世帯、障がいがある方などの民間賃貸住宅等への入居や、居住に係る支援を行う団体です。指定を受けた法人の活動費に対する国の補助制度があります。

不動産業者が安心して要配慮者を  
受け入れられる仕組みづくり

橋本 千嘉子氏

(山口県／株式会社上原不動産常務取締役)



家業の株式会社上原不動産にて賃貸仲介管理等を行う。  
空き家の増加や高齢化などの課題に対し、地域の未来に繋がるこれからの不動産事業をする使命があると強く感じ、居住支援だけでなく、空き家再生でエリア価値を高めるリノベーションまちづくりに取り組み、レンタルスペース、シェアオフィス等も運営する。

社会福祉法人による  
住まいの生活支援事業の実践

北中 桃代氏

(奈良県／社会福祉法人やすらぎ会居住支援担当)



平成26年の住まい・生活支援モデル事業の開始当初から宅地建物取引士資格を有する社会福祉士として事業に携わる。  
モデル事業の終了後も支援対象者を拡大して事業継続し、令和4年からは天理市生活支援コーディネーターを兼務。  
一人ひとりの地域生活への視点を大切に居住支援の実践を行っている。

日時 11月16日(木) 午後3時～5時

会場 鳥取市役所 多目的室2 会場定員70名  
(鳥取市幸町71番地 市民交流センター2階)  
同時web配信あり(申込後にアドレス提供)

申込 QRコードを読み取り、必要情報を入力していただくか、  
電子メールか電話で所属・氏名・連絡先をお知らせください

申込用QRコード



<お問合せ・参加申込>

鳥取県居住支援協議会事務局

( (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会内)

電話 0857-23-3569、ファクシミリ 0857-27-1854

電子メール taken@hal.ne.jp